

院外処方移行のお知らせ

南部診療所

現在、厚生労働省では医薬分業を薦めており、既に多くの病院・診療所では院外処方への移行が進んでいます。

南部診療所においては、開院以来院内処方を継続してまいりましたが、平成26年8月18日（月）より投薬を「院外処方」に移行させていただくことといたしました。

患者さんには、「院外処方せん」をお渡ししますので、ご希望の保険薬局にお持ちいただき、お薬を受け取っていただきます。

「院外処方」にすると

- ① 薬の専門家である薬剤師から薬の説明や服薬指導を受けることができます。
- ② 「かかりつけ薬局」では、他の医療機関で処方された薬との相互作用や飲み合わせについても説明を受けることができ、薬の安全性が一層確保されることとなります。

皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- ◆院外処方せんを受け付けしている薬局は、「保険薬局」「保険調剤薬局」「処方せん受付」などの看板のある薬局です。
- ◆院外処方せんの有効期間は、発効日を含めて4日間です。
(土曜・日曜・祝祭日も4日の中に含まれます。)

薬受け取りまでの流れ

